

今回の監査公表は

福祉事務所



地方自治法第199条第3項の規定に基づき、下記について定期監査を実施したので、その結果を同条第8項の規定により次のとおり報告する。

昭和63年4月21日

大村市監査委員 谷本 守光
大村市監査委員 田中 善典

監査の対象

昭和62年度(昭和62年4月1日～12月31日)および昭和61年度(補助金、委託料、使用料)の福祉事務所における財務に関する事務の執行。

監査の期間

昭和63年2月1日～4月20日

監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、かつ適正に執行されているかを主眼とし、あらかじめ監査資料の提出を求めるとともに関係職員から事情を聴取り、関係諸帳票(簿)類の審査および現地調査により実施した。

監査の結果

監査の結果については次のとおりである。なお、指摘事項については十分検討され、すみやかに是正されるよう要望する。

各課共通事項

1、補助金の交付状況について

補助金交付の事務処理については、大村市財務規則、同通達、大村市補助金等交付規則、同通達の精読、確認をし、補助事業の申請者

に対し適切な指導、助言を行い、適正な事務処理をされるよう努められたい。

2、鉛筆書の事務処理について

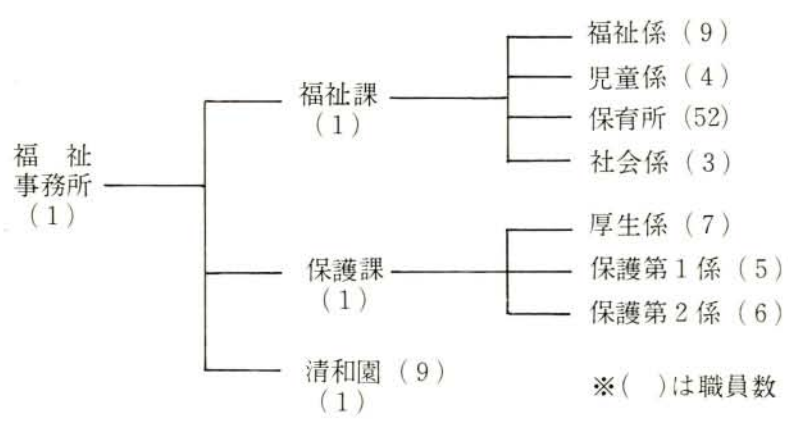
鉛筆書による事務処理の書類が見受けられたが、正確な記録として残すような事務処理に努められたい。

3、備品管理について

備品台帳の整理については、おおむね適正に処理されているが、備品管理カード(シール)の未貼付がある。早急に整備されたい。

福祉事務所

機構及び職員配置状況(昭和62年12月末現在)



広報

おおむら

監査公表

特別号

63年5月 No.1809

予 算 執 行 状 況

(1) 一般会計

歳 入

(昭和62年12月末現在)

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額に対する収入済額の増減	収 入 率	
					対予算比	対調定比
民生費負担金	287,842,000 円	245,826,078 円	211,698,687 円	△ 76,143,313 円	73.5 %	86.1 %
総務使用料	2,000	2,820	2,820	820	141.0	100.0
民生使用料	5,051,000	3,519,750	3,155,045	△ 1,895,955	62.5	89.6
民生費国庫負担金	1,557,701,000	1,295,298,290	1,160,323,000	△ 397,378,000	74.5	89.6
民生費委託金	907,000	0	0	△ 907,000	—	—
民生費県負担金	212,976,000	164,700,000	123,510,000	△ 89,466,000	58.0	75.0
衛生費県負担金	170,000	0	0	△ 170,000	—	—
民生費県補助金	64,073,000	47,704,960	17,926,320	△ 46,146,680	28.0	37.6
民生費委託金	18,750,000	16,390,000	16,390,000	△ 2,360,000	87.4	100.0
利子及び配当金	6,055,000	0	0	△ 6,055,000	—	—
民生費寄附金	1,888,000	4,048,379	4,048,379	2,160,379	214.4	100.0
災害援護資金貸付金元利収入	127,000	127,900	127,900	900	100.7	100.0
母子福祉資金貸付金元利収入	12,642,000	14,668,686	10,568,717	△ 2,073,283	83.6	72.0
雑 入	937,000	3,295,254	3,228,806	2,291,806	344.6	98.0
計	2,169,121,000	1,795,582,117	1,550,979,674	△ 618,141,326	71.5	86.4

歳 出

(昭和62年12月末現在)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
社会福祉費	1,493,486,000 円	970,104,655 円	523,381,345 円	65.0 %
社会福祉総務費	1,151,321,000	735,786,035	415,534,965	63.9
清和園費	101,296,000	71,824,720	29,471,280	70.9
原爆被爆者援護費	452,000	273,355	178,645	60.5
福祉医療対策費	201,202,000	135,378,914	65,823,086	67.3
老人福祉センター費	39,215,000	26,841,631	12,373,369	68.4
児童福祉費	1,089,342,000	793,869,394	295,472,606	72.9
児童福祉総務費	35,109,000	22,266,327	12,842,673	63.4
母子福祉費	31,787,000	22,776,507	9,010,493	71.7
児童福祉施設費	1,022,446,000	748,826,560	273,619,440	73.2
生活保護費	1,339,526,000	889,301,428	450,224,572	66.4
生活保護総務費	108,731,000	82,960,241	25,770,759	76.3
扶助費	1,230,795,000	806,341,187	424,453,813	65.5
災害救助費	330,000	196,000	134,000	59.4
災害救助費	330,000	196,000	134,000	59.4
保健衛生費	167,000	49,620	117,380	29.7
献血推進事業費	167,000	49,620	117,380	29.7
災害復旧費	1,040,000	956,650	83,350	92.0
福祉施設災害復旧費	1,040,000	956,650	83,350	92.0
計	3,923,891,000	2,654,477,747	1,269,413,253	67.6

歳入

(2) 老人保健事業特別会計

(昭和62年12月末現在)

科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予算現額に対する 収入済額の増減	収 入 率	
					対予算比	対調定比
医療費交付金	2,210,978,000 ^円	2,272,573,000 ^円	1,515,049,000 ^円	△ 695,929,000 ^円	68.5%	66.7%
審査支払手数料交付金	8,023,000	8,275,002	5,559,002	△ 2,463,998	69.3	67.2
事務費負担金	147,000	171,000	171,000	24,000	116.3	100.0
医療費負担金	634,406,000	605,434,861	490,773,861	△ 143,632,139	77.4	81.1
県負担金	157,927,000	156,405,000	117,303,000	△ 40,624,000	74.3	75.0
他会計繰入金	159,774,000	0	0	△ 159,774,000	—	—
繰越金	2,672,000	2,671,161	2,671,161	△ 839	100.0	100.0
延滞金	1,000	0	0	△ 1,000	—	—
加算金	1,000	0	0	△ 1,000	—	—
第三者納付金	1,000	3,812,180	3,812,180	3,811,180	—	100.0
返納金	1,000	0	0	△ 1,000	—	—
雑入	1,000	0	0	△ 1,000	—	—
計	3,173,932,000	3,049,342,204	2,135,339,204	1,038,592,796	67.3	70.0

歳出

(昭和62年12月末現在)

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
総務管理費	1,798,000 ^円	1,360,847 ^円	437,153 ^円	75.7%
一般管理費	1,798,000	1,360,847	437,153	75.7
医療諸費	3,166,563,000	2,249,584,053	916,978,947	71.0
医療給付費	3,131,136,000	2,224,739,112	906,396,888	71.1
医療費支給費	27,404,000	19,435,805	7,968,195	70.9
審査支払手数料	8,023,000	5,409,136	2,613,864	67.4
償還金	5,371,000	5,200,887	170,113	96.8
償還金	5,370,000	5,200,887	169,113	96.9
還付金	1,000	0	1,000	—
子備費	200,000	0	200,000	—
子備費	200,000	0	200,000	—
計	3,173,932,000	2,256,145,787	917,786,213	71.1

福祉課

1、老人福祉センターの使用料について

会議室の利用について、目的使用として使用料が無料とされている。しかし、大村市老人福祉センター条例第7条、同第8条並びに同規則第7条に定める使用料およびその減免についての規定から無料とする適用は出来ないものである。当該条項の整備、運用について検討を要するものと思われるので検討されたい。

2、老人(社会)福祉センター使用料の払込みについて

老人(社会)福祉センター使用料の払込みについては、1か月毎の処理が行われている。

大村市財務規則第50条の6(委託徴収金の払込み)では、収納した現



金をその収納した翌日に指定金融機関等に払込まなければならぬものと規定されている。また、使用料徴収事務委託契約書第5条(管理者の義務)においても、財務規則に基づく処理が義務づけられていることから、適正な処理が行われるよう指導されたい。

3、大村市社会・老人、心身障害者福祉センターの利用状況について



心障害者訓練室

各センターの利用状況は、月次報告により団体数、利用者数、1日平均利用者については、添付資料で確認できるが、利用料金納入金(当月中の申込申請に基づき収納した金額)については確認の方法がない。利用料金算出資料を添付させるなど確認できる方法を検討されたい。

利用状況(4月12月)

老人福祉センター
利用件数 333件
利用者数(個人含) 35、652人

社会福祉センター

利用件数 1、083件
利用者数 29、152人
心身障害者福祉センター
利用件数 276件
利用者数 3、141人

4、保育所(園)の状況について

(イ)昭和62年度の保育所入所決定が通知された者のうち、その入所措置開始以前に入所辞退の申し出があり、それに伴う補充決定が行われている。しかし、保護者からの辞退についての届書の提出や補充決定に際しての決裁事務がとられていない。

所定の入退所の事務処理をするべきである。

(ロ)現年度の保育所(園)保育料(負担金)の収納状況は、昭和63年2月18日現在(1月分まで)収納率99・7%(公立99・4%、私立99・8%)となっている。収入未済額は41万5、200円(公立21万8、100円、私立19万7、100円)であり、滞納者については、早急に納付させるよう指導されたい。

(ハ)過年度保育料の収納状況は、調定額79万8、350円に対し、収納額は(昭和63年1月末現在)19万3、700円となっている。滞納保護者は、12万1、000円を最高に2万円以上9人、2万円以下3人の合計6万4、650円(13人)となっており、積極的な対策を構じ収納の促進に努められたい。



保育所(園)の状況

(単位 人)

施設名	池田	中央	三城	竹松	本町	市立計	私立16園	計
定員	60	180	120	90	60	510	1200	1710

5、委託料について

基本決裁、実績報告がないもの、契約期間の始期(4月1日)が決裁日前のものがある。注意されたい。

保守点検管理事務委託の状況は、福祉センター管理業務委託ほか4件2千3、44万3千円である。

家庭奉仕、育成事業等の委託の状況は、身体障害者家庭奉仕委託ほか4件939万2千円である。

6、補助金について

下記の事項など、不備、過誤等が

見受けられたので、書類審査に慎重を期し、申請者に対しても適切な指導を図られたい。

(イ)決裁区分の誤り (ロ)決済通知書写確定通知書の添付もれ (ハ)申請(報告)書に義務づけられた添付書類のもれ (ニ)決算項目の計数誤り (ホ)歳出超過の決算書 (ヘ)実績報告書に証拠書類がないもの (ト)一部証処書類を紛失し決算書と突合不可能なもの (チ)関係帳簿と不整合な決算書

補助事業に係る諸様式については、補助金等交付規則に則り、申請者への指導と合わせて整備を図られたい。

7、福祉医療費の支給状況
大村市福祉医療対策事業（乳幼児心身障害者、母子、寡婦、単婦、寡男の昭和62年度申請分より抽出調査したが、おおむね適正に事務処理がされていた。

7、福祉医療費の支給状況

福祉医療費の支給状況

(4月～12月) (単位:件、千円)

区分	計		月平均	
	件数	支給額	件数	支給額
乳児	10,912	1,212		
	25,853	2,873		
母子	5,024	558		
	12,237	1,360		
障害	9,269	1,030		
	66,912	7,435		
寡婦	8,140	904		
	33,602	3,734		
単婦	22	2		
	199	22		
寡男	66	7		
	390	43		
計	33,433	3,715		
	139,193	15,466		

補助金の交付状況

補助団体名	補助事業名	予算額	補助決定額	支出済額
大村市社会福祉協議会	社会福祉協議会補助金	22,448 ^{千円}	22,448 ^{千円}	18,175 ^{千円}
〃	〃	575	575	575
(大村市身体障害者団体連合会)	(身体障害者団体連合会補助金)			
〃	〃	240	240	240
(大村市手をつなぐ親の会)	(手をつなぐ親の会補助金)			
〃	〃	270	270	270
(大村市遺族会)	(大村市遺族会補助金)			
〃	〃	186	186	186
(長崎県殉国慰霊奉賛会大村支部)	(殉国慰霊奉賛会大村支部補助金)			
〃	〃	78	78	78
(大村市傷夷軍人会)	(大村市傷夷軍人会補助金)			
〃	〃	5,094	5,094	5,094
(大村市民生委員、児童委員協議会)	(民生委員活動費補助金)			
豊竹一博他	在宅重度障害者生活改善費補助金	1,800	1,068	1,068
社会福祉法人 三彩の里	三彩の里建設費補助金	688	0	0
〃 大村パールハイム	大村パールハイム 〃	2,515	2,515	1,915
〃 ことの海会	鈴田の里学園 〃	760	0	0
大村市遺族会	沖縄慰霊祭参列者補助金	39	0	0
鈴田地区遺族会 外	戦没者慰霊碑等維持管理費補助金	268	0	0
大村市社会福祉協議会	福祉ボランティアの町づくり事業補助金	1,600	1,600	800
大村市民生委員、児童委員協議会	全国民生委員、児童委員大会参加助成補助金	130	130	130
心身障害者援護育成会	心身障害者小規模通所援護事業補助金	1,900	1,900	1,900
〃	年間クラブ育成事業補助金	696	0	0
大村学童保育父母の会	季節クラブ 〃	487	312	312
〃	母子家庭等児童 〃	632	0	0
社会福祉法人 萱瀬保育園外	私立保育園運営費補助金	12,865	12,865	12,865
〃 植松保育園外	民間保育所職員処遇改善対策事業補助金	924	0	0
〃 〃	発達促進事業費補助金	872	0	0
〃 新城保育園外	乳児保育 〃	6,327	0	0
〃 〃	延長保育特別対策 〃	1,896	0	0
〃 三浦保育園外	障害児保育特別対策 〃	3,050	0	0
〃 諏訪保育園外	保育所地域開放推進事業振興補助金	707	0	0

8、交通安全対策

老人保健の被保険者が交通事故等により病院等で医療の給付を受けた場合は、市長はその医療に関し、支払った額を限度として被害者に代り、加害者に対して損害賠償の請求ができることとなっている。



保護課

交通事故の場合、自動車損害賠償責任保険等に加入しているため保険会社に請求することになる。昭和62年度中の請求額(件) 640万4560円(9件) 収納済額 381万2180円(6件) なお、治療が長期に及ぶ場合、時効期限には意を注ぎ、債権の確保に万全を期されたい。

1、

家庭奉仕委託料の契約書に明記されている添付書類および実績報告書が未提出である。注意されたい。家庭奉仕等の委託の状況は、老人家庭奉仕委託外4件2千500万5千円である。

補助金の交付状況

補助団体名	補助事業名	予算額	補助決定額	支出済額
社会福祉法人恵光会	慈恵荘建設費補助金	6,964千円	6,964千円	6,964千円
社会福祉法人大村福社会	特別養護老人ホーム補助金	4,054	4,054	0
社会福祉法人県央会	軽費老人ホーム補助金	846	846	0
社会福祉法人 恵光会	痴呆性老人専用居室整備補助金	885	885	885
単位老人クラブ 98クラブ	老人クラブ補助金	5,455	5,455	5,455
〃 2クラブ	老人クラブ社会参加活動補助金	120	80	80
大村市社会福祉協議会 (大村市老人クラブ連合会)	社会福祉協議会補助金 (社会福祉団体補助金)	1,207	1,207	1,207
(大村市母子寡婦福祉連合会)	(〃)	213	213	213

2、補助金について
老人クラブ補助金(大村市老人クラブ連合会、地区老人クラブ98団体)について、交付決定の通知、額の確定通知が交付されていない、また添付されている収支予算決算書の計数誤りや収支が不突合のものがある。書類審査には慎重を期し、申請者に対して適切な指導を図られたい。

3、生活保護支給状況について (62年3月~12月)

区	分	月平均	
被保護世帯・人員 (実数)	世帯	618	
	人員	1,107	
生活扶助	世帯	521	
	人員	977	
住宅扶助	世帯	410	
	人員	804	
教育扶助	世帯	112	
	人員	186	
医療扶助	入院	単給	世帯 93 人員 95
		併給	世帯 57 人員 59
	入院外	単給	世帯 5 人員 5
		併給	世帯 389 人員 520
	その他扶助		生業10、葬祭9、出産3

4、母子・寡婦福祉貸付金について

(1)修学資金等の月額貸付されている貸付金で、貸付状況を台帳に記載されていないものがある。注意されたい。
(2)貸付金が償還されているが、貸付台帳に記載する済年月日の誤りなどがある。注意されたい。

清和園

1、清和園入所の状況

月別入所の状況は次のとおりである。(定員50人)

(単位 人)	
4月	47
5月	45
6月	45
7月	45
8月	47
9月	49
10月	49
11月	49
12月	49



いろいろな団体が慰問に訪れる

2、預り金返付金について

定期預金証書等の預り係員(園長外)が交替(人事異動等)しているが、預り係員の変更記帳整理がされていない。注意されたい。

3、委託料について

保守点検等の委託の状況は、浄化槽清掃管理委託外4件64万7千円である。

備品実地検査状況

備品実地検査は保育所、福祉センター、清和園、福祉課、保護課の備品より抽出し検査を実施した。

実地検査月日および対象施設

月日 昭和63年3月24日(休)
施設 池田・三城保育所、福祉センター、清和園、福祉課、保護課

実地検査の要領

対象施設の備品台帳より11~16品目の備品を抽出し、現品と照合した。

実地検査の結果

(イ)2保育所、福祉センターの備品に整理票(シール)の未貼付があった。そのため突合が困難なものがあった



ゲートボールなどもできます

こと。

(ロ)現地で台帳と現品を突合した結果不突合備品があったこと。

(ハ)使用不能備品を台帳登録し、保管している施設があったこと。

(ニ)台帳登録備品で寄附採納手続完了備品を、年度末の物品現在高報告書で報告されていないものがあったこと。

(ホ)防災設備保守点検で薬品詰替等により代替消化器未設置のまま、保守点検委託業者が持ち帰っている施設があったこと。
おおむね以上のような結果である。

今後の事務処理について

(イ)備品整理票(シール)の貼付は、早急に整備されたい。

特に福祉センターについては、社会福祉協議会等の備品もあり、判別できるように処理されたい。

(ロ)使用不能備品については、使用年限(耐用年数)を超過した備品、また、使用年限未経過備品は理由書を添付するなどにより、正規の手続きにより廃棄処分されたい。

(ハ)寄附採納手続完了備品についても、年度末物品現在高報告書で報告されたい。

(ニ)消化器については、不時の事故等に備え代替消化器を設置するなど保守点検委託業者と協議するよう検討されたい。